

町内子ども地方路線バス利用助成のお知らせ

鹿追町では、地域公共交通の活性化と子どもの各種活動の参加機会の創出を目的とし、平成26年5月1日から町内の小中高生を対象に路線バス運賃の一部を助成しています。

令和2年4月1日より、鹿追町内に住所を有する小中高生だけでなく、鹿追町内の学校に在学するすべての小中高生が対象になりました。また、助成範囲も広がり「然別湖」も助成対象に含まれます。

制度の概要

1. 名称

町内子ども地方路線バス利用助成要綱

2. 対象者

本町に住所を有する、または本町内の学校に在学する小学生、中学生および高校生

3. 助成対象となるバス路線

乗合バス事業者が鹿追町内を運行する生活バス路線（北海道拓殖バス運行路線）で次に掲げる路線において町内で乗車し、降車する場合。

(1) 鹿追線（帯広～音更～鹿追）の一部

⇒ **町界 ～ 鹿追営業所前**

(2) 然別湖線（帯広～音更～鹿追～瓜幕～然別湖）

の一部 ⇒ **町界 ～ 然別湖**

(3) 新帯線（帯広～音更～鹿追～新得）の一部

⇒ **町界 ～ 幌内西23線**

4. 助成内容

上記バス路線について、一律100円で乗車可能。

5. 申請方法

助成対象となる小中高生の**保護者から、申請が必要です**。役場企画財政課または瓜幕支所で助成券を交付します。（一回の申請での限度枚数は100枚）

※申請の際は**印鑑**をお持ちください。

※高校生についての申請は**学生証**もお持ちください。

申請書は、役場担当窓口に請求するか鹿追町ホームページからダウンロードできます。

6. 助成券の使用方法

(1) 助成券に必要事項を記入する。

（氏名、乗車バス停、降車バス停）

(2) 町内でバスに乗る。

(3) 町内で降りる際、助成券を運転手に手渡し、

現金100円を運賃箱に入れる。

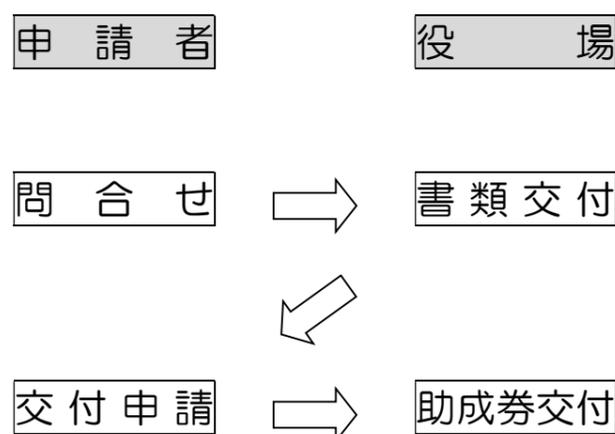
7. 注意事項

(1) 助成券は、**鹿追町内で乗車および降車する場合のみ**利用できます。（鹿追町外で乗車または降車する場合、助成券は利用できません。通常運賃が必要です。）

(2) 助成券の譲渡や貸与、転売はできません。

(3) 町外へ転出等により助成対象外となった場合は速やかに未使用助成券を返還してください。

手続きの流れ



助成券の有効期限

発行年度の3月末日

役場担当窓口

鹿追町役場 企画課 企画係

電話 66-4032 直通

E-mail kikaku@town.shikaoi.lg.jp

鹿追町ホームページ

<http://www.town.shikaoi.lg.jp/>

